

## 大津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月3日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	伊	藤	茂
同	河	井	昭成

### 1 監査テーマ

指定管理者制度の適正な運営について

### 2 監査の趣旨

平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が創設された。

本市では、平成17年度に公人屋敷において導入されて以降10年余が経過した。同制度を導入する施設は年々増加し、平成28年度では289施設となっている。また、指定管理期間が5期目に入った施設もあり、同制度が定着してきていると言える。

同制度については、これまで定期監査及び財政援助団体等監査において、施設を運営するに当たり重要な資料である事業報告書の内容、特に収支報告の内容やその把握等に関して見られた問題等について、意見を述べてきた。

以上の経緯を踏まえ、指定管理者制度の現況やここ数年の動向について把握するとともに、指定管理に係る事務の執行が適正に行われているか、指定管理者制度の運用が適切なものか等を検証し、今後の指定管理者制度の適正かつ効果的な運用に資することを目的とする。

### 3 監査の方法

所管課に調査書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、次の項目を主な着眼点とし、監査を実施した。

- (1) 指定管理者の募集、選定等は適切に行われているか。
- (2) 各事業は、事業計画に沿って適切に実施されているか。
- (3) 指定管理者制度の導入の効果が発揮、検証できるものとなっているか。

### 4 監査対象年度

平成27年度及び平成28年度

### 5 監査期間

平成27年9月30日から平成29年3月22日まで

### 6 監査の対象及び監査執行年月日

指定管理者制度導入施設 289件（別表のとおり）

### 7 指定管理者制度の概要

#### (1) 国の方針

指定管理者制度とは、公の施設（「住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設」（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条）の使用許可等を含む管理及び運営を事業者、NPO等の民間事業者等に包括的に代行させることができる制度である。

この制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」（総務省通知平成15年7月17日付け総行第87号）を目的に、平成15年の地方自治法改正において創設されたものである。

#### (2) 大津市における運用方針

本市における指定管理者制度について、平成16年12月に「指定管理者制度導入に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき指定管理者制度に係る事務処理等について、これまでの取組や具体例を示しながら、その手続や基準を定めた「指定管理者制度導入に係る事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）が平成17年1月に策定（改訂15回）された。

平成24年2月には、指定管理者制度を導入した公の施設の管理に関するモニタリングの基本的な考え方及び標準的な実施方法を定めた「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」（以下「モニタリング指針」という。）が策定（改訂2回）された。

当該モニタリング指針は、市は、指定管理者制度導入施設においても公の施設の設置者として、適正な市民サービスの提供を確保し、これを市民に説明する責任を有していることから、指定管理者による施設の管理状況について定期的又は随時に確認及び評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導及び助言又は

指示等を行うことにより、市民サービスの向上及び管理運営の適正化を図るものである。

また、指定管理者制度の活用に当たり、導入当初は個別の公の施設設置条例中に手続を規定する形式であったが、平成25年3月に大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）を制定し、平成25年度から施行し、手続の統一化が図られている。

基本方針及び事務処理要領等における基本的考え方はおおむね次のとおりである。

#### ア 指定管理者制度を導入する施設

本市の公の施設のうち学校その他個別の施設管理法制において管理者を規定している施設を除く全ての公の施設について制度導入の適否を常に検討する。

#### イ 指定管理者とする対象

指定管理者とするものは、原則として団体（法人格の有無は問わない。）とする。また、共同事業体（構成団体全てについて応募資格を満たしていること。）によることを妨げない。

#### ウ 選定委員会の設置

選定委員会は、市長又は教育委員会の附属機関として、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている施設を所管する部局ごとに設置するものとし、選定委員会は市長等の諮問に応じ、指定候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

なお、選定委員会は、学識経験者又は市長等が指名する市職員のうちから委嘱又は任命する委員6人以内で組織し、市職員の委員の数は委員の半数を超えてはならず、必要に応じ市職員以外の者から市長等が委嘱する2人以内の特別委員を置くことができることとなっている。

#### エ 指定期間

指定期間は原則として5年とし、新たに指定管理者制度を導入する施設にあつては3年とする。

#### オ 選定の方式及び基準

選定の方式については、あらかじめ設定した審査項目について点数化し、その合計が最も高い団体を指定管理者の候補者とする「総合点数方式」で行う。ただし、経費の縮減についての項目の配点を全体の20パーセント以上とする。

また、各審査項目の大項目ごとの点数及び合計点数に最低水準点を設け、当該水準に満たない団体には順位を付さない。

#### カ 利用料金制

指定管理者制度と利用料金制度を併せて導入することにより、効率的、効果的な施設の管理及び市民サービスの向上が見込める場合は、利用料金制度を導入することとしており、利用料金制度を採用する場合においては、公益上必要があると認める場合を除き、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

#### キ 指定管理料

指定管理料は、施設ごとに年間維持管理費用を算定し、指定期間に相当する年数を乗じた額を基準費用とする。ただし、利用料金制度を導入した場合は、年間維持管理費用から使用料の年間収入額を控除した額に指定期間に相当する年数を乗じて得た額を基準費用とする。

基準費用は、歳出実績額（利用料金制を採用した場合は歳入実績額を控除した額）を基本に、施設ごとの諸事情を考慮するとともに経費の縮減の検討を行った上で算定した額とし、応募時の上限額とする。なお、歳出の実績額の算定に当たっては、原則として募集開始年度の前3年間の実績を平均した額を年額とする。歳入の実績額の算定に当たっては、利用料金制を採用する場合には、収入には使用料だけでなく、指定管理者制度導入前に直接市が受けた歳入で、制度導入後に指定管理者の収入とするもの等全ての歳入を合計した額とする。

#### ク 債務負担行為の設定

指定管理者の指定により複数年度にわたる委託料の支払を負担するときは、債務負担行為を設定することとし、指定管理者の指定に係る議案を提出する議会に提出する。

#### ケ 基本協定の締結

指定管理者の候補者の選定後、速やかに第1順位の指定管理者の候補者と協議に入り、管理運営の細目について基本協定を締結する。

基本協定の主な内容は、業務に関する基本的事項、指定期間、委託料に関する基本的事項、使用許可に関する事項、利用料金に関する事項、減免の取扱いに関する事項、文書の管理及び保管に関する事項、個人情報の保護に関する事項、情報公開の推進に関する事項、開館時間及び休館日に関する事項、指定の取消しに関する事項、リスク管理及び責任分担に関する事項、事業報告に関する事項、事業の引継ぎに関する事項とする。

#### コ 議決後の通知及び告示

指定管理者の指定に係る議決を得たときは、速やかに指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に通知するとともに、告示する。

#### サ 単年度協定の締結

各事業年度の前年度末に1年間の事業の評価を行った上で、当該年度に係る管理の細目について単年度協定を締結する。

単年度協定の締結日については、新年度予算が可決された市議会閉会日以後から3月31日までの間に統一する。

#### シ モニタリングの実施

公の施設の設置者として、適正な市民サービスの提供を確保し、これを市民に対し説明する責任を有していることから、指定管理者による施設の管理運営状況について、点検及び評価を実施することとする。

モニタリングの結果、サービス水準が仕様書に定めた水準を充足していない、業務遂行状況が事業計画や収支計画と大きく乖離しているなど、市が業務内容等に問題があると認めたときは、改善指示書により指定管理者へ改善指示をする。

ただし、直ちに改善を要する場合や、改善を必要とする内容が軽微な場合は、口頭により指示することができる。口頭により改善指示を行った場合は、改善指示の内容や対応状況をモニタリングチェックシート及び実績評価シートに明記することとする。

モニタリングは、施設管理者による自己評価（サービス・コストに関してチェックシートに記載）、施設所管課による内部評価（サービス・コストに関し実地調査及びヒアリングの実施、報告書等の確認）、施設利用者による利用者評価（サービスに関する利用者アンケート）の3つの評価で構成されており、次に掲げる事項を目的として実施する。

##### (ア) 業務の履行状況の確認による適正な管理運営の確保

指定管理者は、法令等に基づき施設を管理運営する義務があり、これらに違反すると公の施設の意義を失い、市民の平等利用を阻害されるなど、不適切な管理運営による事故発生を招くおそれがある。そのため、指定管理者による管理運営が、法令等を遵守して実施されているか否かを確認し、必要な指導又は指示等を行うことで、適正な管理運営を徹底することを目的とする。

モニタリングの実施方法は、仕様書や協定書等に定められた事業や業務を指定管理者が実施しているかについて、事業報告書等による確認、実地調査等によって、指定管理者指定申請時の事業計画書及び年度ごとの事業計画書との整合性を中心に確認し、評価を行う。

##### (イ) 施設の設置目的の達成のための効率的及び効果的な管理運営の推進

施設の管理運営は、その設置目的の達成に資するものでなければならない。そのため、施設の利用状況や評価、その他指定管理者による管理運営が施設の設置目的を達成するためにどのような成果を上げたかを把握し、必要な指導又は指示等を行うことで、一層効率的及び効果的な管理運営を図ることを目的とする。

モニタリングの実施方法は、指定管理者によって提供されているサービスの質（水準）が、市が要求する水準を満たしているか、実地調査や利用者アンケート調査等により利用者の視点で問題点、課題等がないかを確認し、評価を行う。

##### (ウ) 指定管理者による安定的及び継続的な管理運営の確保

指定管理者の経営状況の悪化などにより管理運営が中断されると、利用者に不利益が生じるおそれがある。そのため、施設所管課が、指定管理者が指定期間内において安定的に管理運営を継続することが可能な状態であるか否かを確認し、必要な措置を講じることで、安定的及び継続的な管理運営を確保することを目的とする。

モニタリングの実施方法は、指定管理者によるサービスの提供が継続的かつ安定的に提供されているかどうかについて、指定管理者指定申請時の事業計画書及び年度ごとの事業計画書の見込みと、収支実績との比較により確認する。特に、事業報告書（月次、期別、年次）に記載されている収支状況（料金収入の実績、委託料等の収支状況等）、自主事業の実施状況を含め、指定管理者指定申請時の収支計画と乖離していないか等を確認する。

#### 8 大津市における指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度を導入した施設（以下「指定管理施設」という。）は、291施設となっている。このうち、公園、駐車場、駐輪場、老人福祉センター、漁港などについては、一の指定管理者が複数の施設の管理及び運営を行うものとして募集しているため、指定管理者数は41となっている。

指定管理施設の制度導入年度については次表のとおり

導入年度	施設数	指定管理施設名
平成17年度	1施設	公人屋敷（旧岡本邸）
平成18年度	72施設 （制度廃止の2施設を含む。）	木戸コミュニティセンター、市民活動センター、大谷乗馬場、市民プール（伊香立、坂本、富士見、晴嵐、曾束）、ふれあいプラザ、障害者福祉センター、老人福祉センター（北、中、南、東）、老人デイサービスセンター（木戸、唐崎、晴嵐、三大寺）、大津祭曳山展示館、旧竹林院、温泉保養交流施設比良とびあ、森林キャンプ村、都市公園（17公園）、柳が崎湖畔公園、におの浜ふれあいスポーツセンター、ヴェルツブルクハウス、スポーツハウス・リバーヒル大石、漁港（堅田、北小松、和邇）、公共駐車場（7駐車場）、自転車駐車場（17自転車駐車場） ※榛原の里（平成23年度以降、譲渡により制度廃止） ※浜大津保育園（平成28年度以降、公私連携型保育所への移行により制度廃止）
平成19年度	2施設	スカイプラザ浜大津、伝統芸能会館
平成20年度	4施設	市民会館、大津公民館、まちなか交流館、比良げんき村
平成21年度	5施設	舟だまり（真野、西ノ切、若宮、大津）、木戸老人福祉センター
平成22年度	3施設	勤労福祉センター、旧大津公会堂、おごと温泉観光公園
平成23年度	1施設	母と子の家しらゆり
平成24年度	5施設	斎場（大津聖苑、志賀聖苑）、つどいの広場（木戸、東部）、総合保健センター運動実践室・トレーニングルーム
平成25年度	—	—
平成26年度	197施設	都市公園（196公園）、小野駅前自転車駐車場
平成27年度	1施設	道の駅妹子の郷地域振興施設
計	291施設 （制度廃止の2施設を含む。）	

平成17年度に1施設、従来の管理委託制度を導入していた施設について、市の直営又は指定管理者制度のいずれかに移行しなければならないとする期限の平成18年度に72施設、平成26年度には最も多い197施設に順次導入されている。

なお、平成28年度末における指定管理者制度が導入されてからの期別指定管理者数は、5期目が1指定管理者、4期目が4指定管理者、3期目が23指定管理者、2期目が10指定管理者、1期目が1指定管理者となっており、これまでに変更があった指定管理者は11指定管理者（15施設）で、28指定管理者（274施設）については変更がない状況となっている。

## 9 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討及び改善を要する事項があったことから、必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度、関係者へ口頭により指導等を行ったため、記述は省略した。

### (1) 指定管理者の募集、選定等は適切に行われているか。

#### ア 選定委員会の委員等について

選定委員会の委員構成については、平成24年度以前に開催された施設では、全てにおいて市職員数が外部委員数を上回っていたが、平成25年度の指定手続条例の施行以後は、市職員数が外部委員数を上回るものは見受けられず、条例の規定どおりの運用がなされていた。

しかし、選定委員会は市長等の諮問に応じ答申すると規定されていることから、選定委員会の結論自体はあくまで意見であり、指定管理者の候補者の選定及び指定は市の権限であることを前提とすると、選定委員会に市職員が入っていることに疑義が生じることから、選定委員会の位置付けについて検討さ

りたい。

イ 選定について

施設の設置目的、管理業務内容等から非公募とされている施設もあるが、指定管理者の選定は公募によることを原則とされている。

応募者数の状況を見ると、応募者数が1者のみの施設があるなど、公募での選定を謳いながら、実際には、現管理団体のみが応募したというケースも多数見受けられる。

指定管理者の募集に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があることから、複数の申請者に事業計画書を提出させることができるよう、募集方法の見直しについて検討されたい。

(2) 各事業は、事業計画に沿って適切に実施されているか。

ア 指定管理業務の再委託について

指定管理業務の再委託については、原則、認められておらず、市の承認を受けたものに限り可能とされている。しかし、書面による事前承認を受けずに再委託しているものが見受けられた。

指定管理者が、指定管理業務の一部を第三者へ委託する場合には、事前に委託しようとする業務の内容、相手方等を記載した承認申請書を提出させ、その内容を審査の上、書面により是非を通知されるよう徹底されたい。

イ 施設の修繕について

施設の修繕については、協定書又は仕様書に規定された額を超えるものは市が、それ以下のものについては指定管理者が行うものとされている。

しかし、実際に修繕が必要となった際、その都度、市と指定管理者が協議を行い、修繕費用の負担者を決定しているケースが見受けられ、市、指定管理者双方の責任が明確になっていない状況がある。

施設や設備の破損、不具合は、市民が施設を安全かつ快適に利用に用いる上で支障を来すこととなることから、施設のハード面の整備も重要なサービスの1つであるとそれぞれが認識し、事後保全の措置としてだけでなく予防保全といった観点から、長期的な改修計画に加え、必要な改修及びメンテナンスを適切な時期に実施することにより、施設の延命を図り、公の施設の維持管理に係るトータルコストの削減に寄与されたい。

また、委託料に含まれる修繕費については、適切な時期に適切な修繕及び改修を実施されるよう周知されるとともに、不用額が出た場合は、年度終了後に精算を行うなど、適正に執行されるよう努められたい。

なお、備品の更新についても同様に、計画的な実施に努められたい。

ウ 引継ぎにおける市の関与について

指定管理者を変更する場合において、サービスを継続させ、一定の水準を確保するためには綿密かつスムーズな引継ぎが重要となってくる。しかし、引継ぎの際の伝達不足等により、インターネット環境が指定管理業務開始時に整わずホームページ開設等に時間を要した事例や、施設利用料の引継ぎが5月になるといった事例が発生している。

このことから、具体的な引継ぎの項目を協定書に明記するとともに、前受金、保存文書、備品等の引継ぎ内容を記した引継書の作成及び新旧指定管理者と市の三者による引継ぎの義務付けなど、新旧指定管理者間によるトラブルの未然の防止に努め、市が責任をもって対応されるよう徹底されたい。

なお、管理業務を通して取得した個人情報の取扱いについては、指定管理者が個人情報保護法その他関係法令に従い適切に管理されるよう徹底されたい。

(3) 指定管理者制度の導入の効果が発揮、検証できるものとなっているか。

ア 実績報告について

指定管理者から提出される実績報告書について、提出期限が守られていないもの、所管課において受付印の押印のないまま担当者が確認するにとどまっているものが見受けられた。

実績報告書は、事業計画に沿った取組が行われているかの確認のほか、施設の把握、分析には重要なものであることから、所属全体での確認等が行われるよう改善を図られたい。

また、協定書等で求めている期別報告書の提出がないものや、指定管理者の総会資料をもって年次報告書としているものが見受けられたことから、各報告書及び報告事項については、その必要性を十分に検討の上、提出書類及び報告事項について協定書等に明記されたい。

イ 事業評価について

(7) 評価者について

事業の評価に当たっては、指定管理者による自己評価、施設所管課による内部評価のみとなっている。

本制度の運用自体の改善や、制度継続の判断、次期指定管理者選定への反映のため、指定管理者の業務を客観的、専門的に評価できる第三者による評価についても検討されたい。

(f) 評価内容について

評価区分については、モニタリング指針により4段階（A：優良、B：良好、C：課題含、D：要改善）で設定されているところであるが、施設によってその評価内容にばらつきが見られる。また、施設ごとに利用者数や収入等の目標値が設定されているが、それに対する達成度が評価と結び付いていない。

評価に当たっては、公の施設の設置者として、指定管理者に対してどのような成果を期待するのか、また、その成果目標が達成できているかどうかを客観的に確認できるような指標設定がなされているかを常に検証し、適切な目標値の設定に努められたい。

評価の確定に当たっては、市民部所管の施設において、評価シートの項目ごとに自己評価理由及び所管課確認事項の記入欄を設けたものを起案に添付し、決裁時にその内容が確認できるよう工夫がなされていた。

当該制度は、複数年度にわたり公の施設の管理及び運営を民間事業者に委ねるため、市はその状況を継続的に把握することが必要になってくる。このことから、事業評価を行う際には、担当者個人の判断に任せることのないよう、客観的な数値や現地調査等に基づき評価されるとともに、その評価に至った経緯の記録及び管理を徹底されたい。

(g) 利用者評価について

モニタリング指針では、本市におけるモニタリングは、指定管理者による自己評価、施設所管課による内部評価のほか、施設利用者へのアンケートによる利用者評価も含まれている。しかし、実績報告書を見ると、アンケート調査を実施していない施設や、アンケートの回答数が少ないものが見受けられた。

利用者評価は、市民サービスの向上が適切に図られているかを検証する上で必要不可欠なものであることから、利用者アンケート調査結果に限らず、利用者からの日常的な意見、要望についても実績報告書に漏れなく記載するよう徹底し、市と指定管理者が情報を共有することにより、市民の多様化するニーズに対して、より効果的、効率的に対応されたい。

(4) その他

支出負担行為について

事務処理要領において、単年度協定の締結日については、「新年度予算が可決された市議会閉会日以降から3月31日までの間に統一する。」とされていることから、施行日が3月末までの期日となっている単年度協定の契約締結に係る伺書に、翌年度である4月1日付けの支出負担行為伺書が決裁を経ることなく添付されていた。このことから、大津市財務規則等に則った適正な事務処理となるよう改められたい。

10 おわりに

指定管理者制度については、導入から10年余が経過し、既に291施設（うち、2施設については制度廃止）に導入され、これに係る経費も現在では年間15億円を超えるものとなっている。

また、制度導入後の時間経過により、市民への公共サービスの提供については市が最終的には責任を負うという公の施設の設置者としての認識が希薄となり、指定管理者任せとなっている状況も見受けられる。

今後、新たに指定管理者制度を導入する施設もあり、また既に導入された施設においては最長でも5年ごとに更新を迎えることとなる。

このような状況を踏まえ、指定管理者制度が目的どおりの効果を上げ、公の施設の設置目的に沿って適切に運営されるよう、次のとおり意見を述べる。

(1) 更新時における指定管理事業の見直しについて

指定管理者制度への移行に当たっては、それぞれの施設の管理運営状況や必要な事業の状況、これに必要な人員や経費に関し、本市が実際に管理運営等を行ってきた実績に基づき、十分調査し導入してきた。

しかしながら、導入から10年余を経て社会情勢の急激な変化などにより、これまでの資料や実績だけでは十分でなくなってきたことは否めず、更新を迎えた直近の選定状況を見ると、同一事業者による更新が多い傾向が見られ、多くの施設では更新時における指定管理者制度の適否の検討がなされていない状況である。

については、指定管理者の更新時には、財産管理におけるファシリティマネジメントによる見直しの観点や公共施設等総合管理計画で求められている施設の更新、統廃合及び長寿命化の計画的実施等、関連する公の施設をめぐる様々な動向を勘案の上、公の施設について更新の適否を検討し、更新する場合には、時代の変化や市民の要望を捉え、施設が果たす役割やふさわしい事業内容及び経費の設定が求められるとこ

ろである。

(2) 指定管理料について

多くの施設で、指定管理料がやや上昇傾向にあることがうかがわれた。施設の現況や利用者の要望等が異なっていることから一概に判断することはできないものの、このような状況を踏まえると、常に指定管理料の検証を行っていく必要がある。

検証に当たって、施設の所管課は、指定管理者が給与の引き下げによる経費削減を行うなどにより従事者のやる気の低下や優秀な人材の確保が困難となることのないよう留意されるとともに、指定管理者から提出される事業報告書は各施設に係る費用が項目ごとに明らかになっていることから、このデータを有効に活用して他の同種施設等との比較分析を行うなど、適正な指定管理料の設定が求められるところである。

(3) 研修について

今回の監査において事業報告書等の内容に関し、施設の管理運営面や、事業についての検証やこれに伴う改善については様々な取組が行われていた。

公の施設の適切な管理を持続していくためには、そこで働く者の資質の向上が不可欠であり、また、最近の個人情報の適切な取扱いが求められている状況を勘案すると、指定管理施設での管理に従事する全ての者へサービス向上や適正な管理運営のための研修を実施し、資質の向上に努めることが重要である。

研修の実施に当たっては、サービスの向上のための必要な資格の取得等に係る研修については、指定管理者が自らの経費で自主的に実施することが妥当であると思われるが、個人情報保護、文書の管理及び保存並びに情報の公開等については、市において統一的に研修を行うなど、市が率先して指導に当たることが望まれる。

**別表**

指定管理者制度導入施設名及び監査執行年月日

所管部課名	指定管理者制度導入施設名	監査執行年月日
市民部		
自治協働課	木戸コミュニティセンター	平成28年10月12日
	市民活動センター	平成28年10月12日
文化・青少年課	スカイプラザ浜大津	平成28年10月12日
	伝統芸能会館	平成28年10月12日
	市民会館	平成28年10月12日
市民スポーツ・国体推進課	大谷乗馬場	平成28年10月12日
	伊香立市民プール	平成28年10月12日
	坂本市民プール	平成28年10月12日
	富士見市民温水プール	平成28年10月12日
	晴嵐市民プール	平成28年10月12日
	曾東市民プール	平成28年10月12日
	比良げんき村	平成28年10月12日
戸籍住民課	斎場（大津聖苑・志賀聖苑）	平成28年10月12日
福祉子ども部		
福祉政策課	ふれあいプラザ	平成29年2月15日
障害福祉課	障害者福祉センター	平成29年2月15日
子ども家庭課	母と子の家しらゆり	平成29年2月15日
子育て総合支援センター	木戸つどいの広場	平成29年2月15日
	東部つどいの広場	平成29年2月15日
健康保険部		
長寿政策課	木戸老人福祉センター	平成28年10月31日
	北老人福祉センター	平成28年10月31日
	中老人福祉センター	平成28年10月31日
	南老人福祉センター	平成28年10月31日
	東老人福祉センター	平成28年10月31日
	木戸デイサービスセンター	平成28年10月31日
	唐崎デイサービスセンター	平成28年10月31日
	晴嵐デイサービスセンター	平成28年10月31日
	三大寺デイサービスセンター	平成28年10月31日

健康推進課	総合保健センター運動実践室・トレーニングルーム	平成28年10月31日
産業観光部		
商工労働政策課	まちなか交流館	平成28年12月20日
	勤労福祉センター	平成28年12月20日
	道の駅妹子の郷地域振興施設	平成28年12月20日
観光振興課	公人屋敷（旧岡本邸）	平成28年12月20日
	大津祭曳山展示館	平成28年12月20日
	旧竹林院	平成28年12月20日
	温泉保養交流施設比良とびあ	平成28年12月20日
	おごと温泉観光公園	平成28年12月20日
農林水産課	森林キャンプ村	平成28年12月20日
	堅田漁港	平成28年12月20日
	北小松漁港	平成28年12月20日
	和邇漁港	平成28年12月20日
	真野舟だまり	平成28年12月20日
	西ノ切舟だまり	平成28年12月20日
	若宮舟だまり	平成28年12月20日
	大津舟だまり	平成28年12月20日
都市計画部		
都市再生課	旧大津公会堂	平成28年11月24日
公園緑地課	都市公園（213公園）	平成28年11月24日
	柳が崎湖畔公園	平成28年11月24日
	におの浜ふれあいスポーツセンター	平成28年11月24日
	ヴェルツブルクハウス	平成28年11月24日
	スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地スポーツ村（スポーツ村の一部を除く。）	平成28年11月24日
建設部		
交通・建設監理課	公共駐車場（7駐車場）	平成29年1月13日
道路管理課	自転車駐車場（18自転車駐車場）	平成29年1月13日
教育委員会事務局		
生涯学習課	大津公民館	平成28年8月23日

（注）指定管理者制度導入施設名については「大津市立」等の記載を省略した。